

# 「らい予防法」廃止から 20 年

## ～ 人間回復への道 ～

平成 28 年（2016）年、ハンセン病回復者を全国の各療養所に隔離してきた「らい予防法」が廃止されてから 20 年を迎えました。

ハンセン病とは慢性の感染症で他人に伝染することはほとんどありません。しかし、国は明治 40（1907）年に「癩<sup>らい</sup>予防ニ関スル件」を制定し、ハンセン病患者を療養所に終生隔離しました。これにより「ハンセン病は伝染力の強い病気である。」と間違った考えを国民に広めることになりました。この隔離政策は、昭和 28（1953）年に「らい予防法」に改定されて以降も継続されました。ハンセン病患者は療養所に入所すると、家族やふるさと、名前までも奪われ、外の世界から隔絶されていきました。そして、当事者だけではなく、その家族までも社会から忌み嫌われてきた歴史があります。患者を隔離することによって彼ら（彼女ら）の人間としての性格を奪っていった国の責任は重く、決して許されるものではありません。

平成 8（1996）年、「らい予防法」は廃止されました。しかし、その後も国は法の廃止が遅れたことを謝罪したにとどまり、ハンセン病回復者に対する補償金などの社会復帰支援は進みませんでした。

ハンセン病回復者が国を相手取り、国家賠償を求めて提訴した「らい予防法違憲国家賠償訴訟」において、平成 13（2001）年に原告側が勝訴して以降は、社会復帰支援が進みましたが、療養所から退所を望んだのは全体の 1 割にも及びませんでした。そうしたことから彼らに対する差別や偏見の根深さを痛感させられます。いまだ全国 13 箇所の療養所では合わせて 1,500 人以上（平成 28 年 5 月 1 日現在）の入所者が生活しています。入所者の平均年齢も 84 歳を超えています。ハンセン病問題は過去の問題ではなく、現在進行形の問題なのです。

本館では、過去にもハンセン病問題をテーマにした企画展を開催していますが、ハンセン病回復者の高齢化に伴い、負の歴史が風化していく可能性がある今だからこそ、改めて国が行った非人道的差別と元患者たちが経験した被害、そしてそれを彼ら（彼女ら）がどう乗り越えてきたかに光を当てることは非常に意味があることだと考え、今回このような企画展を開催いたしました。今回の企画展を通して「人権とは何か」「差別とは何か」「生きづらさとは何か」をもう一度考えるきっかけにしてもらえれば幸いです。